

# (案)

## 公害防止協定書

東温市（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、東温市吉久工業団地（以下「団地」という。）内で操業する乙の事業活動に関して、公害防止に万全を期するため次のとおり協定を締結する。

### （基本方針）

第1条 乙は、地域住民の健康の保持と良好な生活環境の保全を図るため、公害関係諸法規を遵守し、最新かつ最良の技術と機器の採用に努め、工場等の企業活動により公害が発生しないよう万全の防止対策を講ずるとともに、常に公害防止に留意し、甲の公害防止行政に積極的に協力するものとする。

2 乙は、その事業活動により、地域住民の健康又は生活環境に係る被害を与えたときは、ただちに操業を停止し、原因の除去又は防止措置を講じなければならない。

### （公害の範囲）

第2条 この協定に定める公害とは、環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）第2条第3項に規定する公害をいう。

### （公害防止対策実施細目）

第3条 乙は、公害防止のため、関係法令の定めその他、別に定める実施細目書の各基準を遵守しなければならない。

2 甲は、前項に違反が認められたときは、乙に対し事業活動の停止を命ずることができ、乙はこれに従わなければならない。

### （大気汚染防止）

第4条 乙は、大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）の規定に基づいて、いおう酸化物等の発生の低減に努め、すす、その他の粉塵の排出、飛散を防止するため適切な措置を講じなければならない。

### （水質汚濁防止）

第5条 乙は、水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）の規定に基づいて、万全の排水処理を行わなければならない。

### （騒音防止）

第6条 乙は、その事業活動により発生する騒音について、騒音発生施設における低騒音型の採用及び消音装置、防音壁等の設置により、当該騒音の低減に努めるものとする。

### （振動防止）

第7条 乙は、その事業活動により発生する振動について、振動発生施設における適切な防振対策を講じ、振動の軽減に努めるものとする。

### （悪臭防止）

第8条 乙は、その事業活動に伴って発生する悪臭の防止について、悪臭発生施設における適切な改善を図り、地域住民に影響を及ぼさないように努めるものとする。

(施設の改善)

第9条 乙は、その事業活動に起因する公害が発生するおそれがあるとき又は甲から事業活動に対して改善の申し入れがあったときは、改善計画書を甲に提出するとともに施設の改善を図らなければならない。

(施設の設置及び変更)

第10条 乙は、事業活動に伴う施設を新設、増設又は変更しようとするときは、事前に計画書(変更)を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。

(事故発生の措置等)

第11条 乙は、乙の施設について、公害のおそれのある故障、破損等の事故が生じたときは、ただちに操業を停止し、応急措置を講ずるとともに、その状況を甲に報告しなければならない。

2 甲は、前項の事項により、地域住民の健康又は生活環境に被害を与えるおそれがあると判断されるときには、乙に対し当該被害を防止するための措置を講ずるよう指示するものとし、乙は、甲の指示に従わなければならない。

(公害発生時の措置)

第12条 団地内で公害が発生した場合には、甲は乙と協議のうえ調査を行うものとし、当該調査の結果、公害が乙の事業活動に起因すると認められたときは、甲は乙に対して、事業活動の停止及び期限を定めて必要な措置を講ずるよう命令することができる。この場合、乙は当該命令に従わなければならない。

(損害賠償)

第13条 乙は、その事業活動により公害の発生その他、近隣に被害を与えたときは、その被害者に対し全ての責任を負い、当該被害を賠償しなければならない。

(報告及び立入調査)

第14条 甲は、公害防止のため必要に応じて、乙に報告を求めるとともに、事業活動を行う施設に立入り、必要な調査を行うことができる。この場合、乙は、積極的に調査に協力するものとする。

2 前項の立入調査には、地域住民からの申し出に基づき、当該住民を同行させることができる。

3 甲は、第1項の規定による立入調査の結果を公表する場合は、乙の承諾を得るものとする。ただし、公害が発生するおそれが高く、かつ、その被害が重大となることが予想された事案の場合は、乙の承諾を得ずに公表することができる。

(産業廃棄物の処理)

第15条 乙は、その事業活動で発生する産業廃棄物の処理については、地域住民の環境衛生上支障をきたさないよう自らの責務において処理し、二次的な公害の発生防止に努めるものとする。

(苦情の処理)

第16条 乙は、公害及び公害に関連する事故等について、地域住民から苦情があったときは、乙の責任において、これを解決しなければならない。

(防災対策)

第17条 乙は、災害を未然に防止するため、操業の安全及び管理の徹底を図るとともに、防災設備の設置などの防災対策を積極的に講ずるものとする。

(環境美化)

第18条 乙は、乙の工場等周辺部の環境整備に留意し、環境の美化に努め、工場等の敷地内に緑地帯を設けるなど、地域の環境保全に努めなければならない。

(費用負担)

第19条 第12条及び第14条に規定する調査、検査等に要する費用は、乙の負担とする。

(信義誠実)

第20条 甲及び乙は、信義に従い誠実にこの協定に定める事項を遵守し、これを履行しなければならない。

(権利移転及び本協定の継承)

第21条 乙は、施設及び土地等の権利を第三者に譲渡する場合にあっては、本協定を当該譲受者に継承しなければならない。この場合、乙は譲受者と共同で、所有権の移転及び本公害防止協定の継承が完了していることが分かる書面を、甲に提出しなければならない。

(疑義)

第22条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の証として協定書2通を作成し、各々署名捺印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 愛媛県東温市見奈良530番地1

東 温 市

市 長

(乙)

## 実 施 細 目 書

### 1. 大気汚染防止対策

大気汚染の防止を図るため、愛媛県公害防止条例（以下「県条例」という。）、大気汚染防止法その他関係法令の定めを遵守するものとする。

### 2. 水質汚濁防止対策

水質汚濁の防止を図るため、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、県条例、愛媛県総量規制基準その他関係法令の定めその他、排水処理に関する次の基準を遵守するものとする。

(1) 全ての施設に対する排水基準は、排水基準を定める省令第1条に準ずる他、表1の上欄に掲げる有害物質の種類に応じて、同表の下欄に掲げる数値を許容限度とする。

表1

項目	生物学的酸素要求量 (BOD)	化学的酸素要求量 (COD)		浮遊物質量 (SS)	窒素含有量	燐含有量
	最大	最大	日間平均	最大	日間平均	日間平均
基準値	20 mg/ℓ	15-30 mg/ℓ	10-20 mg/ℓ	40 mg/ℓ	10 mg/ℓ	1.5 mg/ℓ

### 3. 騒音防止対策

団地内を、騒音規制法第3条第1項の規定による規制地域とみなし、次の表のとおり規制基準を適用する。

時間の区分	規 制 基 準			
	朝	昼間	夕	夜間
	6:00～8:00	8:00～19:00	19:00～22:00	22:00～翌日 6:00
基準値 (デシベル)	65以下	65以下	65以下	50以下

※騒音の測定場所は、工場敷地境界とする。

聴感補正回路は、A特性を用いるものとする。

#### 4. 振動防止対策

団地内を、振動規制法第3条第1項の規定による規制地域とみなし、次の表のとおり規制基準を適用する。

時間の区分	規 制 基 準	
	昼間	夜間
	8:00～19:00	19:00～翌日 8:00
基 準 値 (デシベル)	65以下	60以下

振動の測定場所は、工場敷地境界とする。

振動感覚補正回路は、原則として、鉛直振動特性を用いることとする。ただし、近隣住宅での変化が見られる場合は、水平方向特性と合わせて計測を行う。

#### 5. 悪臭防止対策

団地内を、悪臭防止法第3条第1項の規定による規制地域とみなし、次の表のとおり規制基準を適用する。

(1) 物質濃度（敷地境界線における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準） 法規則別表第1関係

物 質 名	基準 (ppm)	物 質 名	基準 (ppm)
アンモニア	2	イソバレラルデヒド	0.006
メチルメルカプタン	0.004	イソブタノール	4
硫化水素	0.06	酢酸エチル	7
硫化メチル	0.05	メチルイソブチルケトン	3
二酸化メチル	0.03	トルエン	30
トリメチルアミン	0.02	スチレン	0.8
アセトアルデヒド	0.1	キシレン	2
プロピオンアルデヒド	0.1	プロピオン酸	0.07
ノルマルブチルアルデヒド	0.03	ノルマル酪酸	0.002
イソブチルアルデヒド	0.07	ノルマル吉草酸	0.002
ノルマルバレラルデヒド	0.02	イソ吉草酸	0.004